

---

生物多様性 愛知目標 3 (補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置の廃止・改革および正の奨励措置の実施) を達成するために、生物多様性に関わる国際的、国内的な責任組織に対して以下の 6 項目を提言する。

2016 年 2 月 21 日にじゅうまるプロジェクトパートナーズ会合 分科会 6

## 提言

### 提言 1. 生物多様性への正または負の影響を判別するしくみを構築する。

外来種を使った緑化、浸透性農薬ネオニコチノイドを使用する減農薬農法、里山など二次自然の管理手法など、生物多様性に及ぼす影響の評価が定まっていない重要案件に対し、気候変動枠組条約における政府間パネル (IPCC) をモデルに、研究成果を幅広くレビューした上で信頼性の高い総合判断を下すしくみが必要である。

### 提言 2. 政策評価の権限を強化し、愛知目標 3 を確実に進めるための手段として活かす。

現在日本では、会計検査院および総務省行政評価局が、事業を行う省庁から独立した機関として、政策評価を行っている。この能力と権限をより強化し、かつ提言 1 のしくみと連携しながら環境や生物多様性に関わる政策の内容に踏み込んだ評価を行うことが必要である。

### 提言 3. 生物多様性に正または負の影響を与える補助金の柔軟な改善・統合・廃止が可能になる制度を構築する。

政策評価 (提言 2) の結果、生物多様性に負の影響を与えることが判明した補助金については改善または廃止、省庁間で重複する内容の補助金の統合等、政策実行者・受益者のニーズに合わない補助金の改善・統合・廃止を速やかに進めることを可能にする制度を確立すべきである。

### 提言 4. 国・自治体は、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための地域主体による政策統合を積極的に支援する。

生物多様性の保全には、地域の自然、社会、文化を踏まえた地域主体の取り組みが重要である。また、政策統合の提案を具体的に行えるのは住民・基礎自治体を含む地域の主体である。国は、地域主体による責任ある提案や取り組みをこそ支援し、行政の管轄別の補助金が阻害しないよう、調整を図る必要がある。

### 提言 5. 企業の取り組みを促すため、取引・入札の条件、補助金支給の条件として生物多様性にかかわる認証制度等を創出・活用する。

生物多様性に関わる認証制度等が公的資金支出の条件とされたり、または企業間の取引の指標とされることはまだ広く普及していない。このタイプの奨励措置が企業にとって有効であり、制度の拡充と活用促進を図る必要がある。

### 提言 6. 正の補助金が有効に活用されるための、実践的なコンサルティングシステムが必要である。

現在、生物多様性保全に対する正の補助金にあたる政策メニューは様々に展開されている。地域の生物多様性を向上させる技術的な助言や、申請事務の補助などのきめ細かい支援を強化することで実施・参加主体の拡充を図ることが必要である。